

政法第 3 8 6 3 号
答 申 第 4 7 4 号
平成 2 9 年 3 月 6 日

千葉県教育委員会教育長
内藤 敏也 様

千葉県情報公開審査会
委員長 荘司 久雄

異議申立てに対する決定について（答申）

平成 27 年 8 月 4 日付け教職第 3 8 8 号による下記の諮問について、別紙のとおり
答申します。

記

諮問第 5 7 9 号

平成 2 7 年 7 月 8 日付けで異議申立人から提起された、平成 2 7 年 6 月 2 9 日付け
教職第 2 9 9 号で行った行政文書部分開示決定に係る異議申立てに対する決定につい
て

答 申

第1 審査会の結論

千葉県教育委員会（以下「実施機関」という。）は、平成27年6月29日付け教職第299号による行政文書部分開示決定（以下「本件決定」という。）で不開示とした氏名（以下「本件不開示部分」という。）を開示すべきである。

第2 異議申立てに至る経緯

1 行政文書開示請求

異議申立人は、平成27年6月1日付けで千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号。平成28年千葉県条例第15号による改正前のもの。以下「条例」という。）第5条に基づき、実施機関に対し、行政文書開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 請求内容

「平成26年度第2回県立学校管理職候補者研究協議会参加者」

3 特定した対象文書

実施機関は、「平成26年度第2回県立学校管理職候補者研究協議会参加者」と題する1件の行政文書（以下「本件対象文書」という。）を特定した。

4 実施機関による決定

実施機関は本件請求に対し本件決定を行い、異議申立人に通知した。

5 異議申立て

異議申立人は本件決定を不服とし、平成27年7月8日付けで異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

本件決定を取り消すとの決定を求める。

2 異議申立ての理由

(1) 異議申立人の開示請求等

異議申立人は、平成27年3月2日付けで「2014年9月1日から2015年2月28日までの間に行われた管理職候補者研究協議会に係って教育庁が保管する起案文書、要項、派遣依頼、配布資料、提出文書等一切の文書」（以下「3月請求」という。）を開示請求した。同請求に係る開示文書の中に、「平成

26年度第2回県立学校管理職候補者研究協議会参加者(案の2)」と題された文書があり、6名の氏名が黒塗りとなっていた。

年度が明けてから、教育庁の情報開示を担当している〇〇〇〇主事に同文書を示しつつ、「この部分は、時限秘なのではないか。」と質問した。これに対し、同主事は「開示しない理由が消滅する日が確定していないので、決定通知に『理由が消滅する期日』を記載できない。そこで、時限秘にはならないが、(管理職が決まった)今なら開示される(黒塗りにならない部分がある)可能性はある。」と回答した。また、「時限秘だった場合でも、改めて請求してもらうことになる。」と教示した。

そこで、異議申立人は、改めて本件請求を行った。これに対する決定が、本件決定である。

(2) 開示しない理由について

3月請求に係る「開示しない理由」と本件請求のそれは同一で「千葉県教育委員会の人事管理に係る事務に関する情報であって、開示することにより、県教育委員会の人事構想等を公にすることになり、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるため(6号)」というものである。

〇〇主事も同意したように、管理職を決定する「前」と「後」では状況に違いがあり、仮に結果において開示しないとした場合においてもその理由には違いがあつてしかるべきであろう。また、この内容は、「千葉県情報公開条例解釈運用基準」を引用しただけのものと思われることから、教育長が、本件決定についてまともに検討したとは考えられない。

さて、国の「行政機関の保有する情報の公開に関する法律に基づく処分に係る審査基準」(平成13年3月30日、総務省訓令第126号)は、「6 事務又は事業に関する情報(法第5条第6号)についての判断基準」において、次のように定めている。

「支障」の程度は名目的なものでは足りず実質的なものが要求される。

また、「おそれ」の程度も単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性があると認められるかどうかにより判断する。

本件決定に適用された条例第8条第6号は、上記行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号)第5条第6号と類似の条文であり、また、上記審査基準は、過去の裁判例等に基づき定められたものであることから、本件決定に係る判断においても援用されるべきものである。

ところが、上記のとおり、教育長は、ただ「解釈運用基準」をコピーするばかりで、これらの検討を怠っている。

第4 実施機関の説明要旨

1 本件対象文書について

本件対象文書は、平成27年3月17日に行われた平成26年度第2回県立学校管理職候補者研究協議会の参加者を記載したものである。

この協議会の開催の目的は、学校の管理運営に関する基本的な事項のうち、教頭の実務等について学び、管理職候補者としての見識を一層深めるとともに資質・能力の向上を図ることである。また、この協議会の主な内容は、教頭として学校運営の実務上、必要とされる事項でもある。

参加対象者は、教職員課長が指名する者であり、本件対象文書は指名された者を記載したものである。

2 部分開示の理由について

(1) この協議会の開催の目的は上記1のとおり、管理職候補者としての見識を一層深めることにある。この協議会の参加者は、次年度必ずしも管理職に登用される者ではない。登用される年度や登用の可否は、個々の参加者の状況により異なる。登用されれば、職員録等で氏名を確認することができるので、管理職に登用された者と登用されなかった者との判別が、この協議会の参加者の氏名を開示することにより可能な状況となる。

(2) このことは、実施機関の人事管理に係る事務に関する情報であって、今後の人事構想等を公にすることになり、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあると判断し、条例第8条第6号に該当するため、本件決定を行った。

(3) また、本件対象文書に記載された氏名は、この協議会に参加した者の氏名であるとともに、上記(1)のとおり、管理職に登用されたか否かに係る情報でもあり、登用された者、又は登用されなかった者にとっては、身分上の情報であることから、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであると判断し、条例第8条第2号に該当するため、この理由を追加する。

第5 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の主張及び実施機関の説明並びに本件対象文書を基に調査審議した結果、次のとおり判断する。

1 本件不開示部分について

実施機関は、「平成26年度第2回県立学校管理職候補者研究協議会参加者」との表題が付された行政文書に記載された6名の参加者（以下「本件参加者」という。）の氏名（教員）を不開示とした。

2 本件決定の妥当性について

実施機関は、本件不開示部分は、条例第8条第6号（実施機関は同号ニに該当すると主張している）と認められるので、以下同号ニとして判断する。）及び第2号に該当すると主張しているため、以下検討する。

(1) 条例第8条第6号ニ該当性について

実施機関によると、管理職候補者研究協議会（以下「本件協議会」という。）に参加する教員は、今後管理職へ登用が見込まれる者であり、具体的に確定した年度に管理職に登用される候補者ではないとのことである。

実施機関が説明するとおり、当該協議会に参加する者があくまで管理職の候補者であるならば、様々な事情から、本件参加者についても登用年度に相違が生じることは通常起こり得ることであり、本件協議会に参加した教員の氏名を開示することによって、実施機関の人事構想等が明らかになるとまでは認められない。

また、管理職候補者を対象とした研究協議会を毎年開催していること自体は公になっている上、本件協議会は年に複数回、同一対象者に対して行われることから、本件協議会に参加しているという事実は、勤務先の学校関係者等には明らかになっていると推認され、本件協議会の名称や運営方法の取り扱い等を鑑みると、本件参加者の氏名が秘匿性の高い人事情報とは言い難い。

そもそも、教員の任用は、地方公務員法（昭和25年法律第126号）や教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）等法令の諸規定による規律のもと、成績主義の原則により行われるものである。

従って、本件参加者の氏名及び本件参加者の実際の任用時期の相違が明らかになることによって、各種法令の規定による規律に基づき任命権者が実施する人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるとは考え難い。

以上のことから、本件参加者の氏名は、条例第8条第6号ニに該当するとは認められない。

(2) 条例第8条第2号該当性について

本件参加者は、本件協議会に職務として参加したことは明らかであり、職務遂行情報として条例第8条第2号ただし書ハに該当し、本来、本件参加者の氏名は開示されるのが原則である。

一方で、管理職候補者として本件協議会に参加した者が明らかになると、特定の教員が学校の管理職の候補者となっているという情報（以下「本件情報」という。）が、保護者・生徒・同僚を含め、周知の事実となり、このことにより、本件参加者の権利利益が害されるおそれがある場合、これを公にされない正当

な利益が存すると考えられる。

本件情報について検討すると、本件情報は本件参加者にとって、私人としての評価を低下させるものではなく、むしろ一般にはプラスの評価を伴う情報であると考えられるものである。

また、本件参加者は、次年度に管理職に登用されることが確定されているわけではなく、登用年度の差異には、単に定数上の理由など様々の事情が考えられることから、本件情報は、必ずしも本件参加者の評価の低下を招くものではない。

さらに、公務員の職務遂行上の情報は開示されるのが条例上の原則であり、職務遂行情報の開示によってもたらされる不測の影響は公務員として受忍の範囲である。

以上のことを斟酌すれば、本件情報が公になることにより、本件参加者に権利利益の侵害のおそれがあるとまでは認められない。

(3) したがって、本件不開示部分については、上記(1)、(2)のとおり、条例第8条第6号ニ及び第2号のいずれにも該当しないため、開示すべきである。

3 異議申立人の主張について

異議申立人は、その他種々主張しているが、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

4 結論

以上のとおり、実施機関は、本件対象文書のうち本件不開示部分を開示すべきである。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成27年8月4日	諮問書の受理
平成27年10月6日	実施機関の理由説明書の受理
平成29年1月30日	審議

(参考)

千葉県情報公開審査会第1部会

氏名	職業等	備考
莊司 久雄	城西国際大学非常勤講師	部会長
鈴木 牧子	弁護士	部会長職務代理者
湊 弘美	弁護士	

(五十音順)